

★★★ <第37回知的財産翻訳検定試験【第18回英文和訳】> ★★★
《 2 級課題 》

【問 1】

【0003】

水素は二酸化炭素排出量を削減するための重要な燃料になりつつある。水素の需要がある場所よりもはるかに低コストで水素を製造することができる場所がある。たとえば、オーストラリアでは日本より低コストで水素を製造することができる。このように、低コストでの生産地と需要地とが海洋によって隔てられている場合には、水素を輸送できる船舶の必要性が生じる。既存の天然ガスエコシステムにおいて船舶による輸送が大きな部分を占めているのと同様に、将来の水素エコシステムにおいても水素の大量海上輸送が重要な部分となるであろう。

【0004】

海洋を横断して天然ガスを輸送する方法としては、例えば、海底パイプラインを介して輸送する方法、液化天然ガスとしてLNG船により輸送する方法、圧縮天然ガス（CNG）としてCNG船により輸送する方法が知られている。他の輸送方法として、天然ガスをガスハイドレートまたはディーゼル様液体（GTL）に変換し、ハイドレートまたはGTLを船で輸送するなどの方法も知られている。現在、海を越えて行われる天然ガスの輸送は、事実上すべて海底パイプラインまたはLNG船によって行われている。

【0005】

水素については、その大量輸送において特有の課題がいくつかある。水素は非常に軽く、輸送するには密度を高めるために液化または圧縮する必要がある。液化では、水素を摂氏約マイナス253度まで冷却する必要がある。これは天然ガスを液化するのに必要な温度よりもはるかに低く、絶対零度（マイナス273℃）に近い温度である。

【問 2】

図 1 から 4 において、本発明による製品 1 は、公称密度 107 グラム／平方メートルの酢酸セルロースガーゼの基材 2 を含んでおり、この基材 2 は、疎水性でありかつ粘着性の架橋シリコーン樹脂ゲルでコーティングされた上面 4 および下面 5 を有する。前記シリコーン樹脂組成物は、ガーゼ基材に浸透して、前記上面および下面上に単一の化学的に均一なシリコーン樹脂相を形成する。コーティングされた基材 2 は基材およびシリコーン樹脂を貫通する開口部の配列

を有し、これによってこれらの材料を介して創傷液が通過できるようになっている。コーティングされた上面4の粘着性は、コーティングされた下面5の粘着性より約50%大きくされている。この粘着性は後述するループタックテストによって決定する。シリコーン樹脂の公称総コーティング重量は、120～1300 グラム/平方メートルである。

同種の剥離コーティングされたカバーシート7、8が、シリコーン樹脂コーティングされた上面4および下面5に貼着されている。使用時には、まず下部剥離シート8を除去し、ドレッシング材の粘着性の低い下面5を露出させる。下部剥離シート8の粘着性が上部剥離シート7に比べて低いため、下部剥離シート8を選択的に除去するのは比較的容易である。下部および/または上部剥離シートは、最初に除去すべき剥離シートを識別するための「しるし」をつけてもよい。次いで、下面5を創傷表面に貼り付け、その後、上部剥離シート7を剥がし、吸収層などの二次的なドレッシング材を貼り付けてもよい。

【問3】

【請求項1】

洋上風力タービンであって、
実質的に鉛直に延在するタワーを含む静止部分と、
実質的に水平な回転軸線を有する主軸上に設けられた少なくとも1個のブレードを備えたローターと、前記主軸から発電機に動力を伝達すると動力伝達システムとを含むナセル部と、
前記タワーの上端部に固定された静止部分と前記ナセル部に固定された可動部分とを含むヨーイングシステムであって、前記静止部分と前記可動部分とが、前記ナセル部が前記タワーによって鉛直方向かつ水平方向に支持されておりかつ前記タワーに対して実質的に鉛直なヨーイング軸を中心に旋回できるように設計されているヨーイングシステムと、
前記動力伝達システムから過剰な熱を前記風力タービンの周囲の海水へ移動させる冷却システムであって、通常の作動条件下で前記ナセル部が前記タワーに対してほとんどすべての相対位置にあるときに前記風力タービンの静止部から前記ナセル部に海水の流れを導通させる第1の導通手段と、前記第1の導通手段を通して海水を流動させるポンプ手段と、
前記動力伝達システムから前記海水に熱を移動させる第1の熱交換手段とを含む冷却システムと
を有する洋上風力タービン。

【請求項 2】

前記冷却システムが、通常の作動条件下で前記ナセル部が前記タワーに対してほとんどすべての相対位置にあるときに前記風力タービンの静止部から前記ナセル部に海水を導通させるための第2の導通手段を更に含み、前記第1の導通手段と前記第2の導通手段とが単一の冷却回路の一部を形成している請求項1に記載の洋上風力タービン。